

労働法制の見直しに関する意見書（案）

政府は、労働者派遣法の「改正」、労働基準法の「改正」による労働法制の改悪、解雇の金銭解決制度の導入の検討など、雇用・労働条件の破壊を強行に進めようとしている。

労働者派遣法の見直しは、現在、3年を限度とする派遣受入期間を制限なしに雇用できる仕組みに変えるものである。派遣労働者のキャリアアップと雇用安定措置を講ずるとしているが、他の企業の正社員になるために、派遣会社が労働者を教育訓練することなどあり得ない。派遣労働を臨時的・一時的業務に限定するとともに、非正規雇用から正社員への流れをつくる本来の法の趣旨に反し、「生涯派遣」の労働者を増やすことになる。

労働基準法の見直しは、高度プロフェッショナル制度の導入であり、1日8時間、週40時間という労働基準法で定められている労働時間の規制の適用除外を認めるものである。該当する労働者には時間外や休日及び深夜の割増賃金も支払われず、裁量労働制と比べてもはるかに企業に都合の良い制度である。導入時には、年収1,075万円以上を要件とすることを想定しているが、企業にとっては高度プロフェッショナル制度を適用し、時間外や休日及び深夜の割増賃金のない長時間労働に従事させる方が、収益性を高めることができる。

現在、業務遂行の時間配分などを大幅に労働者の裁量に委ねる必要がある業務に限って適用される裁量労働制が既に導入されており、これには、専門業務型と企画業務型がある。今回、高度プロフェッショナル制度の導入とセットでこの企画業務型の要件を緩和し、対象業務を営業などに拡大しようとしている。

成果主義で評価される中、降格・賃下げ自在な賃金制度が加われば、労働者は際限のない長時間労働に駆り立てられる危険性があり、過労死等防止対策推進法にも反するものである。

解雇の金銭解決制度の導入は、本来、解雇は合理的な理由がなければ認められないにもかかわらず、裁判で解雇無効となっても金銭で解決できるもので、解雇規制を骨抜きにするものである。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、労働法制の見直しを撤回するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年6月 日

東京都議会議長 高島 なおき

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣
経済再生担当大臣
規制改革担当大臣

宛て